

知財経営支援ネットワークの拡充に向けた共同宣言

令和6年12月4日

特許庁

中小企業庁

独立行政法人工業所有権情報・研修館

日本弁理士会

日本商工会議所

令和5年3月、特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)及び日本弁理士会は、地域の中小企業・スタートアップ等への知財経営支援の強化・充実化に取り組むため、日本商工会議所と連携して「知財経営支援ネットワーク」を構築しました。

さらに、近年、問題視されている事業者間の知的財産に係る不適切な取引に対して、垣根を越えた支援体制を構築すべく、今般、「知財経営支援ネットワーク」に中小企業庁を加え、より広く知財取引の実態を把握するとともに、中小企業・小規模事業者や支援機関の「知財経営リテラシー」の向上と、中小企業等が抱える経営相談等に対して知財の観点から効率的に支援を行えるよう、「知財経営支援ネットワーク」を拡充することとします。

(1) 知財侵害抑止に向けた実態把握の強化

知財経営支援ネットワークの参加機関と中小企業庁の知財Gメンとの情報共有を促進することにより、中小企業等の知財取引の実態把握を強化してまいります。

(2) よろず支援拠点とINPIT知財総合支援窓口等の連携強化に向けた体制構築

相互にそれぞれが提供する支援についての理解を深めつつ、INPIT 知財総合支援窓口の支援担当者、よろず支援拠点のコーディネーター、日本弁理士会地域会の弁理士、商工会議所の経営指導員等が共に協力し合い、連携して支援を実施することで、中小企業等や支援機関の知財経営リテラシーの向上を図りつつ、中小企業等が抱える様々な経営課題の解決に向けて、知財面も含めたシームレスかつ質の高い支援を提供してまいります。

(3) 知財関連の補助金等の利活用に係る広報活動の強化

中小企業等が知財を取得・活用する際に活用可能な補助金、知財活用・保護に資する情報や減免制度等に係る広報活動を知財経営支援ネットワークの参加機関が協力して進めることにより、中小企業等における補助金、減免制度等の活用を通じた知財活用を促進します。

以上